

平成21年6月 定例県議会 提出予定案件 総括表 (6月17日追加提案分)

案 件	件 数	備 考
<p>条 例 案</p> <p>一部改正</p>	<p>1</p> <p>1</p>	
<p>計</p>	<p>1</p>	

平成21年6月 定例県議会 提出予定案件表 (条例案)

議案番号	案 件 名	備 考								
議案第42号	<p>知事等の給料及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>知事等特別職の給料、一般職の給料及び管理職手当について、特例として実施している減額措置を以下のとおり再度実施するもの</p> <p>《改正内容》</p> <p>1. 知事等の給料の特例</p> <p>現行の給料の減額措置をさらに8ヶ月間実施する。                      (現 行) 平成15年12月1日から平成21年7月31日                      (改正後) 平成15年12月1日から平成22年3月31日</p> <p>○現行の措置内容</p> <table border="1" data-bbox="430 862 845 1086"> <thead> <tr> <th></th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知 事</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>副 知 事</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>常勤監査委員 知事特別秘書</td> <td>7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 一般職の給与の特例</p> <p>現行措置の終了後、平成21年8月1日から平成22年3月31日まで次のとおり実施する。</p> <p>(1) 給料の減額措置</p> <p>① 管理職手当受給者の給料を3%減額 (現行どおり)                      ② その他の職員の給料を1%減額 (現行1.3%)</p> <p>※若年層職員については、現行どおり減額の対象外とする。</p> <p>(2) 管理職手当の減額措置</p> <p>① 本庁課長級以上の職員について10%減額                      ② ①以外の管理職職員について 5%減額</p>		減額率	知 事	15%	副 知 事	12%	常勤監査委員 知事特別秘書	7%	<p>人件費の抑制措置</p>
	減額率									
知 事	15%									
副 知 事	12%									
常勤監査委員 知事特別秘書	7%									